第二十一条第二項中「様式第十八の二の一」を「様式第十八の二」に改める。

第二十二条第三項及び第二十三条第三項中「日本工業規格K二二八〇号（石油製品―燃料油―オクタン価及びセタン価試験方法並びにセタン指数算出方法）で定める四変数方程式を用いたセタン指数の算出方法」を「日本工業規格K二二八〇―五号（石油製品―オクタン価、セタン価及びセタン指数の求め方）で定める方法」に、「セタン価試験方法に」を「日本工業規格K二二八〇―四号（石油製品―オクタン価、セタン価及びセタン指数の求め方）で定める方法に」に改める。

第二十九条第一項中「標準揮発油一号(E)」を「標準揮発油一号(E)」に改める。

別表第五軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油加工業者及び軽油特定加工業者の委託に係る分析の項中「日本工業規格K二二八〇号（石油製品―燃料油―オクタン価及びセタン価試験方法並びにセタン指数算出方法）で定める四変数方程式を用いたセタン指数の算出方法により算出した場合における数値又はセタン価試験方法」を「日本工業規格K二二八〇―五号（石油製品―オクタン価、セタン価及びセタン指数の求め方）で定める方法又は日本工業規格K二二八〇―四号（石油製品―オクタン価、セタン価及びセタン指数の求め方）で定める方法」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第六十四号

深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第二条第二項及び第十二条第一項第二号の規定に基づき、深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

経済産業大臣　茂木　敏充

深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「北緯二十度の線、西経百十度の線、北緯五度の線及び西経百八十度の線によつて囲まれる区域並びに南緯六度の線、南緯六度西経八十五度の点と南緯二十二度西経七十八度の点を結んだ線、南緯二十二度の線及び西経百二度の線によつて囲まれる区域」を「次の各号に掲げる区域」に改め、同条に次の各号を加える。

一　北緯二十度の線、西経百十度の線、北緯五度の線及び西経百八十度の線によつて囲まれる区域

二　南緯六度の線、南緯六度西経八十五度の点と南緯二十二度西経七十八度の点を結んだ線、南緯二十二度の線及び西経百二度の線によつて囲まれる区域

三　北緯二十四度の線、東経百六十一度の線、北緯十九度の線及び東経百五十七度の線によつて囲まれる区域

第十一条中「次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に掲げる」を「次の表の」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

区分	探査又は採鉱を行う区域の面積	深海底鉱業を行う期間	採鉱に着手する時期
マンガン団塊	探査を行う区域にあつては十五万平方キロメートル（既に法第四条第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る深海底鉱区と併せて十五万平方キロメートル）以下、採鉱を行う区域にあつては七万五千平方キロメートル以下	探査にあつては十五年以内、採鉱にあつては二十年以内。ただし、法第十四条第一項の規定に基づき、深海底鉱業を行う期間の変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更後の期間以内。	昭和六十三年一月一日以降であつて、経済産業大臣が告示で定める日以降
コバルトリッチクラスト	探査を行う区域にあつては三千平方キロメートル（既に法第四条第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る深海底鉱区と併せて三千平方キロメートル）以下、採鉱を行う区域にあつては一千平方キロメートル以下	探査にあつては十五年以内、採鉱にあつては二十年以内。ただし、法第十四条第一項の規定に基づき、深海底鉱業を行う期間の変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更後の期間以内。	平成二十六年一月一日以降であつて、経済産業大臣が告示で定める日以降

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

○国土交通省令第九十九号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第七条第四項第五号、第八条、第十三条第一項及び第七十三条の規定に基づき、水先法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

水先法施行規則の一部を改正する省令

水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「記載すること」を「記載したもの。第三項、第五条第一項及び第九条第二項において同じ。」に改め、「二葉」の下に「及び次に掲げる書類」を加え、同項に次の三号を加える。

一　登録水先人養成施設の課程を修了した者であつて、第十四条第一項の規定により当該課程を修了したことを証明する書類を提出していない者にあつては、当該書類

二　以前に水先人であつた者にあつては、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し及び海技免状の写し

三　水先人であつて、上級の資格についての水先人の免許を受けようとする者にあつては、下級の資格についての水先免状

第一条の二第三項を次のように改める。

3　第一項の規定による免許の申請は、次に掲げる期間内に行わなければならない。

一　登録水先人養成施設の課程を修了した者　当該課程の修了日から起算して二年

二　法第五条第二項の規定により、水先人の免許を受けようとする者　国土交通大臣が指定する期間

第四条中「又は戸籍抄本」を「若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し」に改める。

第五条中「再交付申請書を」を「再交付申請書に写真二葉を添えて」に改める。

第九条第二項中「単独、上半身、脱帽、正面で申請前六箇月以内に撮影した名刺形台紙なしのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの」を削り、同条に次の三項を加える。

4　前項の規定により試験を受けなければならない者は、受験申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

5　国土交通大臣は、試験期日の三十日前までにその試験を行う期日及び場所を当該申請をした者に通知しなければならない。

6　第十八条及び第十九条の規定は、法第十条第四項の規定による試験について準用する。

第九条の三第二項中「限る」の下に「。以下同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第十八条及び第十九条の規定は、法第十一条の規定により準用する法第十条第四項の規定による試験について準用する。

第十二条第一項中「水先人試験は、」の下に「水先修業生及び」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　国土交通大臣は、筆記試験を受けることができなかつた者又は筆記試験に合格した者であつて口述試験を受けることができなかつた者に対して、それぞれ筆記試験又は口述試験の追試験を行うことができる。

3　国土交通大臣は、筆記試験又は口述試験を受け、これに合格しなかつた者に対して、それぞれ筆記試験又は口述試験の追試験を行うことができる。

第十四条第一項第三号中「登録水先人養成施設の」を「水先修業生にあつては登録水先人養成施設の課程を修習中であることを証明する書類、当該課程を修了している者にあつては当該」に改め、同項第五号中「（申請前六箇月以内のものに限る。）」を削る。